



草加市監査委員告示第5号

監査の結果に関する報告について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき実施した定例監査の結果に関する報告を同条第9項及び第10項並びに草加市監査基準（令和2年監査告示第4号）第17条の規定により、次のとおり公表する。

令和6年8月21日

草加市監査委員 中 村 幸 彦

草加市監査委員 関 一 幸

令和 6 年度定例監査 結果報告

草加市監査基準（令和 2 年監査告示第 4 号）に準拠した定例監査を実施しましたので、次のとおり報告します。

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定による定例監査

2 監査対象部局

選挙管理委員会、監査委員事務局、公平委員会

3 監査対象事務

令和 5 年度に執行された財務に関する事務とし、必要と認める場合は、令和 4 年度以前についても監査の対象としました。

4 監査期間

令和 6 年 4 月 18 日（木）から令和 6 年 8 月 16 日（金）まで（講評を含む。）

5 監査の着眼点

「財務事務監査の着眼点」のとおり

6 監査の実施内容

草加市監査基準第 10 条の規定に基づき、監査対象の事務事業が、関係法令等に基づき適正かつ効率的に執行されているかを、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等、通常実施すべき監査手続により実施しました。

7 監査結果

(1) 選挙管理委員会

選挙管理委員会は地方自治法第181条第1項の規定に基づき普通地方公共団体に設置される執行機関です。4名の委員で組織され、委員会の事務を処理するため、書記長、書記その他の職員が置かれています。

令和5年度の職員体制及び歳出決算額は、次の表のとおりです。

○職員数（令和6年3月1日時点）※水道事業・病院事業を除く

部局	人数
選挙管理委員会	5人
その他の部局	1,312人
全体	1,317人

○歳出決算額（一般会計）

部局	金額
選挙管理委員会	109,159,553円
その他の部局	88,782,957,398円
全体	88,892,116,951円

選挙管理委員会は、市議会議員及び市長の選挙に関する事務を管理し、法令によってその権限とされたその他の選挙について投開票に関する事務を行い、選挙人名簿の作成や管理を所管しています。また、有権者の政治意識、投票意識の高揚を図るため、啓発活動を実施しています。

令和4年度及び令和5年度に執行された財務に関する事務について監査を実施したところ、概ね適正に執行されていると認められました。

(2) 監査委員事務局

監査委員は地方自治法第195条第1項の規定に基づき普通地方公共団体に設置される執行機関であり、監査委員事務局はその補助組織として設置されています。

監査委員の事務を処理するため、事務局長、事務局次長及び書記その他の職員が置かれています。

令和5年度の職員体制及び歳出決算額は、次の表のとおりです。

○職員数（令和6年3月1日時点）※水道事業・病院事業を除く

部局	人数
監査委員事務局	8人
その他の部局	1,309人
全体	1,317人

○歳出決算額（一般会計）

部局	金額
監査委員事務局	2,999,043円
その他の部局	88,889,117,908円
全体	88,892,116,951円

監査委員事務局は、本市の事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、住民の福祉の増進に資することを目的として監査委員が行う監査、検査、審査その他の行為に係る事務を所管しています。

令和5年度に執行された財務に関する事務について監査を実施したところ、適正に執行されていると認められました。

(3) 公平委員会

公平委員会は地方公務員法第7条の規定に基づき市の条例によって設置される執行機関です。3名の委員で組織され、委員会の事務を処理するため、書記長、書記次長及び書記が置かれています。

令和5年度の職員体制及び歳出決算額は、次の表のとおりです。

○職員数（令和6年3月1日時点）※水道事業・病院事業を除く

部局	人数
公平委員会	8人
その他の部局	1,309人
全体	1,317人

○歳出決算額（一般会計）

部局	金額
公平委員会	1,198,450円
その他の部局	88,890,918,501円
全 体	88,892,116,951円

公平委員会は、任命権者と職員との間における中立機関として、職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分を審査し、必要な措置を講じるための手続や、職員の苦情処理及び職員団体の登録その他の事務を所管しています。

令和５年度に執行された財務に関する事務について監査を実施したところ、適正に執行されていると認められました。

8 意見

(1) 選挙管理委員会

令和５年度は、令和５年４月に埼玉県議会議員選挙、同８月に埼玉県知事選挙が執行されました。投票率はそれぞれ 31.68%、 21.36%となっており、前回執行時の投票率と比較すると、県議会議員選挙は 2.9 ポイント、県知事選挙は 8.11 ポイント低下しました。

選挙管理委員会では、任期満了に伴う選挙の執行はもとより、解散に伴う総選挙など準備期間が極端に短い中で事務を進めていく必要があることから、日頃からの政治動向の確認と事務作業の準備が不可欠です。監査を進める中で、事務手続について所属内で勉強会を行い、適正な事務の遂行を目指していること、選挙準備期間中には詳細なスケジュール表を作成し、一つ一つの事務手続を遺漏なく行おうとする姿勢が見られました。

また、実査による現場確認では、投開票時に使用する備品について、倉庫内が良く整理されており、数や状態が確認しやすいように保管されていることが見て取れました。

中長期的な視点では、選挙への関心を高めるための取組として、市内の高校生向けの選挙啓発活動の実施や、子どもや子育て世代を対象とした啓発品を選定して投票会場において配布するなど、様々な活動を展開しています。これらの取組についても検証を重ね、引き続き投票率の向上に寄与する活動を期待しています。

選挙は、民主主義の根幹をなすもので、選挙権を持つ市民が政治に参加し、主権者としてその意志を政治に反映させることのできる最も重要かつ基本的な機会です。その権利をより多くの人が行行使できる環境を整えるため、情報収集を怠らず、公職選挙法に基づく適正な選挙の執行に努めてください。

(2) 監査委員事務局

監査委員事務局の職務の遂行に当たっては、市の監査を担う職責の重大性を踏まえて、法令や各種事業に精通し、絶えず市政の現状に関心を持ち、監査の参考となる資料の収集に努める必要があります。

今後も、自ら執行する財務事務を適正に処理することは当然として、大局的な視点から市政を見渡し、各種監査が監査対象部局にとって意義あるものとなり、市全体の事務の改善や、合理的かつ効率的な行財政運営の確保につながるよう、監査委員事務局としての職責を果たしてください。

(3) 公平委員会

公平委員会は、人事行政の公平を確保し、職員の利益を保護するために勤務条件について必要な措置を行い、不利益処分 of 審査請求を審査するなど、厳正かつ重要な任務を負っていることから、常に公正な姿勢で職務にあたることが求められます。

社会情勢の変化、価値観の多様化に伴い、今後は公平委員会が取り扱う業務も幅広くなることが予想されます。財務事務の適正な執行はもちろんのこと、人的資源の確保も含めた職員からの相談受入態勢を整え、今後も行政の能率的な運営に資する中立的かつ専門的な人事機関として適切な職務執行に期待しています。